

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そのための方策として、地域支援体制の構築、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・インクルージョンの推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。

■ 障害児支援の提供体制の整備等

【目標】平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所設置

【目標】医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

【目標】平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【目標】平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保

